

(目的)

第1条 この告示は、市民の理解と協力のもとに、狭あい道路を安全で快適な道路として拡幅整備することにより、住環境の保全及び安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 都市計画区域内の法第42条第2項の規定による特定行政庁が指定した道路のうち市道で境界が確定できるものその他市長が特に整備の必要があると認めた道路をいう。

(2) 後退線 法第42条第2項の規定により狭あい道路の境界線とみなされる線をいう。

(3) 後退用地 後退線と狭あい道路の境界線との間に挟まれた土地をいう。

(4) すみ切り用地 後退線が他の後退線又は幅員4メートル以上の道路の境界線と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は狭あい道路の後退線が屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。）で次のいずれかに該当する土地をいう。

ア 角地の内角が80度以上120度未満の場合にあっては、隅角をはさむ辺の長さが2メートルの二等辺三角形の土地

イ 角地の内角が80度未満の場合にあっては、二等辺三角形の底辺が3メートル以上の土地

(5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物及び敷地を造成するための擁壁をいう。

(6) 障害物 広告塔、花壇、樹木、置石、盛土、路面の切下げその他これらに類するもので、通行の障害となるものをいう。

(7) 建築主等 法第2条第16号に規定する建築主又は敷地を造成するための擁壁若しくは障害物の設置工事の発注者若しくは自ら設置する者をいう。

(8) 申請者 建築主等又は建築物等若しくは土地の所有者で、後退用地又はすみ切り用地の寄附又は無償使用の申請をしようとする者をいう。

(9) 整備 後退用地及びすみ切り用地について、通行上支障がないように整備することをいう。

(10) 管理 後退用地及びすみ切り用地について、通行上支障がないように管理することをいう。

(関係者の努力)

第3条 市長は、この告示の目的の達成のために市民に適切な指導、助言等を行い、狭あい道路の整備に対し理解と協力が得られるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する狭あい道路の拡幅整備に関する施策及び近隣で行われる後退線の

確定に協力するよう努めるものとする。

- 3 狭あい道路に面する土地並びに当該土地に存する建築物等及び障害物の建築主等、所有者、管理者又は占有者は、狭あい道路の整備に努めるものとする。
- 4 設計者、工事施工者及び工事監理者は、前項に規定する市民の努力を認識し、その遂行に協力するよう努めるものとする。
- 5 特定行政庁及び法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関は、この告示による狭あい道路の拡幅整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(後退用地及びすみ切り用地の確保)

第 4 条 市長は、寄附により後退用地及びすみ切り用地を取得するものとする。ただし、後退用地にあつては、所有権が明確でない等の理由により寄附による取得が困難であると認めるときは、無償使用の承諾を受けることにより確保するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により後退用地及びすみ切り用地の取得又は確保を行う場合は、あらかじめ市民へ事業の説明を行い、寄附又は無償使用の意思を確認するものとする。
- 3 無償使用の承諾をした者は、当該後退用地を他の者に譲渡する場合には、被譲渡人に無償使用の内容を説明し、継承させるものとする。
- 4 市長は、後退用地を取得する場合において、抵当権等の権利を抹消させるよう努めるものとする。
- 5 申請者は、前項の規定において市長が抵当権等の権利を抹消させる場合、抵当権等の権利の抹消に協力するものとする。

(寄附及び無償使用の申出)

第 5 条 前条第 1 項本文の場合における申請者は道路後退用地寄附申請書(様式第 1 号)又はすみ切り用地寄附申請書(様式第 2 号)に、同項ただし書の場合における申請者は道路拡幅整備用地無償使用承諾書(様式第 3 号)に、市長が必要と認める書類を添付して市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、必要な審査を行い、第 7 条の規定による中心線の設置後、同項の申請書又は承諾書の写しに確認印を押印し、申請者に交付するものとする。

(中心線及び後退線の確定)

第 6 条 道路の中心線及び後退線は、次に掲げる関係者との協議により確定するものとする。

- (1) 申請者
- (2) 申請者の中心後退の影響を受ける対面の土地所有者及び隣地の土地所有者
- (3) 道路管理者

- 2 申請者は、前項の規定により道路の中心線及び後退線が確定した場合は、同項に規定する関係者の承諾を得ることとし、当該関係者の承諾を得たときは、道路中心線承諾書(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 公図の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) 現況写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の協議については、同項に規定する関係者が遠隔地に居住する場合で、心身の故障により出席できない等正当な理由があるときは、代理人によりこれを行うことができる。

(中心鉾の設置)

第7条 市長は、前条第2項の規定による報告があったときは、同条第1項に規定する関係者の立会いのもと、中心鉾を設置するものとする。

(障害物の撤去又は移設)

第8条 申請者は、第5条第2項の規定による交付を受けた後、後退用地若しくはすみ切り用地内の建築物等及び障害物の撤去又は移設を行うものとする。ただし、市長が申請者にやむを得ない理由があると特に認めたときは、次条第1項に規定する測量を実施した後に、市がこれを行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、申請者は、当該撤去又は移設を承諾する旨の書類を市長に提出しなければならない。

(測量、登記等)

第9条 市長は、寄附により後退用地又はすみ切り用地の取得を行う場合は、所有権移転に必要な調査、測量及び登記等を実施するものとする。

2 第4条第1項本文の場合における申請者は、第6条第1項の規定による道路の中心線及び後退線の確定後、所有権移転登記承諾書(様式第5号)及び登記原因証明情報(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

(道路後退鉾の設置)

第10条 申請者は、第8条第1項の規定により後退用地及びすみ切り用地内の建築物等及び障害物の撤去が完了したときは、道路後退鉾設置依頼届出書(様式第7号)を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書を受理した場合は、現地確認を行い、道路後退鉾を設置するものとする。この場合において、当該道路後退鉾は、申請者側の次に掲げる部分に設置するものとする。

(1) 門又は塀(耐久性のある材料を用いるものに限る。)の築造部分

(2) 縁石又は土間等(耐久性のある材料を用いるものに限る。)の築造部分

3 市長は、前項の道路後退鉾を設置した後、同項の届出書の写しに確認印を押印し、申請者に交付するものとする。

(後退用地等の整備及び管理)

第11条 市長は、寄附により後退用地を取得した場合若しくは無償使用の承諾によって確保した場合又はすみ切り用地を取得した場合は、整備を計画的に実施し、管理を行うものとする。

(狭あい道路拡幅整備促進奨励金の交付等)

第12条 市長は、すみ切り用地を取得した場合は、別表の基準により申請者に予算の範囲内で四国中央市狭あい道路拡幅整備促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。

2 前項の規定により奨励金の交付を受けようとする申請者は、建築物等及び障害物の撤去後、狭あい道路拡幅整備促進奨励金交付申請書(様式第8号)により市長に申請しなければ

ばならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類、現地の状況及び所有権移転の完了を確認し、奨励金を交付すべきと認めるときは、狭あい道路拡幅整備促進奨励金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

4 申請者は、前項の規定による通知があったときは、狭あい道路拡幅整備促進奨励金請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

（奨励金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、虚偽その他不正の行為により当該奨励金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に当該奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

（手続の委任）

第14条 この告示に規定する申請書類の提出等（第6条第2項、第9条第2項及び第12条第2項に係るものを除く。）について、申請者以外の者が行う場合は、この告示に基づく手続等について委任する旨を記した書類を添付しなければならない。

（固定資産税等の取扱い）

第15条 後退用地を無償使用とした場合の固定資産税の取扱いは、地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第5号の規定に定めるところにより非課税とする。

（適用除外）

第16条 次の各号のいずれかに該当する敷地は、この告示の規定を適用しない。

(1) 国又は地方公共団体が所有する敷地

(2) 道路法（昭和27年法律第180号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律38号）、土地改良法（昭和24年法律195号）等による整備事業が施行されている区域の敷地

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める敷地

2 次の各号のいずれかに該当する敷地は、第9条第1項、第11条に規定する整備及び第12条の規定を適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項ただし書及び第43条の規定より許可を受ける区域内の敷地

(2) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受ける申請において、一体的に整備される敷地

(3) 土地又は土地建物の販売を目的として区画整理される敷地

（その他）

第17条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日告示第156号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 12 条関係）

すみ切り用地に係る固定資産税評価額を 0.7 で除して得た額
